

男女共同参画センター東部館・城東スポーツセンター
複合施設の維持管理に関する覚書

市民局、ゆとりとみどり振興局（現、経済戦略局）の間で締結された「男女共同参画センター東部館・城東スポーツセンター複合施設の維持管理に関する協定書」（以下「協定書」という。）第2条に基づき、同複合施設の円滑かつ効率的な維持管理を行うため、市民局（以下「甲」という。）、経済戦略局（以下「乙」という。）、男女共同参画センター東部館の指定管理者である大阪市男女共同参画推進事業体（東）（代表者一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会）（以下「丙」という。）、城東スポーツセンターの指定管理者であるオージススポーツ・イオンディライト・パティネレジャー共同事業体（代表者：株式会社オージススポーツ）（以下「丁」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（共同管理業務の実施）

第1条 甲、乙、丙及び丁（以下「甲等」という。）は、協定書第2条ただし書き及び同第3条に定める共同管理業務を共同して実施することとし、必要な事務の全部または一部を分担して行うものとする。

（共同管理業務の事務分担）

第2条 協定書に基づく共同管理業務の契約及び支払にかかる事務を行う者（以下「契約担当者」という。）は、別表のとおりとする。

（契約）

第3条 共同管理業務を行うために委託契約を行う場合、契約担当者は事前に契約担当者を除く甲等の当事者（以下、「契約依頼者」という。）に、仕様書・図面を提示して承諾を得るものとする。

（調査及び検査）

第4条 甲等は、必要に応じて共同管理業務の履行状況について、実施に調査し又は検査をすることができる。

（経費の支払い及び清算方法）

第5条 共同管理業務の甲等各々の分担額は、各項目の必要経費に協定書の別紙の按分比率を乗じた額とする。

共同管理業務の受託業者への経費の支払いは、甲等の合同契約による各契約条項に基づくものとし、それによりがたい場合は契約担当者が行い、契約依頼者は別表の区分により、契約担当者の請求に基づく期日までに分担額を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 契約担当者は、この覚書によって生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により契約依頼者の同意を得たときは、この限りではない。

（秘密の保持）

第7条 契約担当者は、事務を行う上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（紛争の解決）

第8条 共同管理業務にかかわり、第三者からの異議申し立て、または費用の請求などがあつたときは甲等が協議の上、解決するものとする。

(覚書等の変更)

第9条 この覚書の全部もしくは一部を変更しようとするときは、甲等が協議してこれを行う。

(覚書の有効期間等)

第10条 この覚書の有効期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし期間満了の1ヶ月前までに甲等のいずれからも通知がない時は、有効期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲等が協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本覚書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成27年4月1日

甲 市 民 局 長

乙 経 済 戦 略 局 長

丙

丁

別 表

施設名称		男女共同参画センター	城東スポーツセンター
共同管理業務の内容	契約 担当 者	経費（按分比率、負担者）	
電気需給契約	丙	丙は電力会社の請求に対して一括で立替払いした後、下記の要領で施設別の使用料金を算出し、毎月、丁へ請求する。 1. 丙、丁及び共用の個別メーターの月別読み取り値を元に電力会社の検針した使用量の按分比率を定める。 2. 上記按分比率で算出した共用部の使用電力量をさらに協定書で定める経費按分比率で再計算して丙、丁の使用電力量に加え、2者の使用量按分率を決定し、使用料金の分担額を計算する。	
水道需給契約	丙	丙は水道局の請求に対して一括で立替払するとともに、下記の要領で施設別の使用料金を算出し、毎月、丁へ請求する。 (総使用量×施設別メーターに基づき算出した使用量按分比率×使用量単価－上記の使用量按分比率×逦増制度の適用に伴い水道局が定めた割引額)	
電気設備保守点検	甲 乙	43%を甲が負担する。	57%を乙が負担する。
空調設備(※) 防災設備保守点検	丙	43%を丙が負担する。	57%を乙が負担する。
簡易専用水道の清掃	丁	43%を丙が負担する。	57%を丁が負担する。
簡易専用水道の 法定検査	丁	43%を丙が負担する。	57%を丁が負担する。
自動扉保守点検	丙	43%を丙が負担する。	57%を乙が負担する。
中央監視制御 設備保守点検	丙	43%を丙が負担する。	57%を乙が負担する。
植栽管理	丙	43%を丙が負担する。	57%を乙が負担する。
共用部(玄関ポーチ、 エントランスホール 等)の清掃	丙	協定書別紙の図面に記載された共用部分にかかる経費のうち43%を丙が負担する。	協定書別紙の図面に記載された共用部分にかかる経費のうち57%を丁が負担する。
建築基準法に基づく 建築設備定期点検	丙	43%を丙が負担する。	57%を乙が負担する。
建築基準法に基づく 建築物定期点検 (3年に1回)	甲 乙	43%を甲が負担する。	57%を乙が負担する。

※ ただし、パッケージ型エアコンは専用部分の設備として丙及び丁がそれぞれ維持管理を行い、当該業務に係る事務及び経費も丙及び丁がそれぞれ実施するものとする。

※ 経費や按分額の算出の際には、全て消費税及び地方消費税を含めて計算を行う。